

平成 28 年度 野田市立あさひ育成園指定管理者管理運営状況調書

担当課 障がい者支援課

評価基準	評価項目	指定管理者 自己評価	担当課評価	特記事項
利用者の平等利用が確保されること	①利用者の平等利用の確保の取組	B	B	
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること	①施設の利用促進への取組	B	B	
	②利用者のニーズ把握、サービス向上の取組	B	B	
	③利用者の人権の擁護、虐待の防止の取組	B	B	
有効な通所支援の提供が図られていること	①通所支援（児童発達支援）の取組	B	B	
個人情報の適切な保護が図られていること	①個人情報保護のための取組	B	B	
緊急時の危機管理体制が確立されているか	①施設の安全管理についての取組	B	B	
	②緊急時の危機管理のための取組	B	B	
	③要望及び苦情へ対応のための取組	B	B	
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること	①現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための取組	B	B	
管理経費の縮減が図られるものであること	①指定管理に係る経費の設定額	B	B	
	②管理経費縮減のための取組	B	B	
地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際し、地元業者へ配慮すること	①地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮の取組	B	B	
事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力の確保を有していること	①職員配置及び職員の指揮監督の管理体制	B	C	
	②人材育成の取組	B	B	

【総合所見】

平成 27 年度から「社会福祉法人は一とふる」を随意指定とし、指定管理者制度を導入しました。2 年目となる 28 年度は、肢体不自由児を対象とした福祉型児童発達支援センターとして障害児通所支援サービスを提供しています。

施設では、利用者に対する療育の他、月に 2 回、外来療育相談を実施するなど、こだま学園と共に障害児の地域支援の拠点として運営を行うとともに、保護者の意見等も積極的に取り入れ、施設の運営に反映させ利用の向上を図っているところです。

このような中、園児の卒園後の進路面や保護者からの要望を踏まえ、平成 28 年 10 月より、母子分離療育を実施するにあたり、保育士及び看護師の加配に対する予算措置をしたところですが、10 月の配置予定が大幅に遅れ 2 月となったため、職員配置及び職員の指揮監督の管理体制について担当課評価を C としたところです。

分離療育については、保護者の同意のもと 10 月から段階的に実施しておりますが、職員を雇用のできなかった期間については、指定管理料の人件費を精算しました。